

「京都のビジネス環境魅力発信業務」に関する質問への回答について

No.	質問	回答
1	<p>仕様書の「5 委託内容 ア インターネット広告」について、「kyo-working に掲載する以下のコンテンツを活用したインターネット広告を検討・実施」とあるが、コンテンツ自体も今回の委託業務として受託者が制作するものか。もしくは既存のコンテンツを使用するのか。</p>	<p>仕様書5（1）ア（ア）に示す既存のコンテンツを使用してください。ただし、バナー、テキスト等の広告素材については制作が必要です。</p>
2	<p>仕様書の「5 委託内容 イ マスメディアを活用した取材・広告」について、「テレビ等のマスメディアを活用し」とあるが、ネットメディアもこれに該当するのか。</p>	<p>ネットメディアについては、仕様書5（2）イ（ア）及びエ（ウ）で実施する業務と重複するため該当しません。本項目では、主にテレビを想定しています。</p>
3	<p>仕様書の「5 委託内容 （2）セミナーの実施」について、「集客目標：各回100人」とあるが、現地参加者とオンライン参加者の合算した目標値か。 また、合算の目標値である場合、現地参加者とオンライン参加者の比率について、条件はあるか。</p>	<p>現地参加者とオンライン参加者の合算を想定しています。 また、現地参加者とオンライン参加者の比率については、条件はありませんが、本市としては現地参加者の積極的な集客を期待しています。</p>

4	<p>仕様書の「5 委託内容 (2) セミナーの実施」の集客について、京都市がこれまで収集してきた、リスト顧客に対して案内をする予定はあるか。</p>	<p>本市が把握する関係者リストについては、本市からセミナー実施の案内を送信する予定です。</p>
5	<p>仕様書の「5 委託内容 (3) 現地視察ツアーの企画・実施」について、「ツアーの開催回数が6回に満たない場合、残予算は5 (1)・(2) で実施するインターネット広告に充当すること」とあるが、企画段階で6回の開催を想定した予算組みをする必要があるということか。</p>	<p>ご質問いただいた通り、企画段階で6回の開催を想定した予算組みをしていただく必要があります。</p>